東京都市計画特定防災街区整備地区の変更　(豊島区決定)

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

| 種　類 | 位　置 | 面　積 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | 建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度 | 建築物の高さの最低限度 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定防災街区整備地区(東池袋四丁目 35 番地区) | 豊島区東池袋四丁目 35 番の一部 | 約 0.2ha | 100 ㎡ | １．防災都市計画施設(都市計画道路 補助第 81 号線)に面する敷地における壁面の位置は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの水平距離を１ｍとする。<br>２．防災都市計画施設(都市計画道路 補助第 81 号線)以外の道路に面する敷地における壁面の位置は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界※までの水平距離を２ｍとする。<br><br>※建築基準法第 42 条第 2 項に指定された道路は、その中心線からの水平距離 2mの線を道路境界とみなす。 | 7/10 | 7m | 東池袋四丁目 35 番地区防災街区整備事業施行区域 |

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：東池袋四丁目 35 番地区の特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更　(豊島区決定)

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

<table>
<tr><th>種　類<br>（地区名・区分）</th><th>面　積</th><th>建築物の敷地面積の最低限度</th><th>壁面の位置の制限</th><th>建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する長さに対する割合の最低限度</th><th>建築物の高さの最低限度</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特定防災街区<br>整備地区<br>（東池袋四丁目 35<br>番地区）</td><td>約 0.2ha</td><td>100 ㎡</td><td>1m<br>2m<br>（注１）</td><td>7／10</td><td>7m</td><td>東池袋四丁目 35 番地区防災街区整備事業施行区域</td></tr>
<tr><td colspan="6">（注１）１）防災都市計画施設(都市計画道路 補助第 81 号線)に面する敷地における位置は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの水平距離を 1m とする。<br>２）防災都市計画施設(都市計画道路 補助第 81 号線)以外の道路に面する敷地における壁面の位置は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界※までの水平距離を２ｍとする。<br>※建築基準法第 42 条第 2 項に指定された道路は、その中心線からの水平距離 2m の線を道路境界とみなす。</td></tr>
</table>

| 豊島区内のその他既決定の地区 | 面　積 | 位　置 |
|---|---|---|
| 特定防災街区整備地区<br>（補助 26 号線沿道地区、池袋本町三丁目 20･21 番南地区、池袋本町四丁目１・２番地区） | 約 10.7ha | 豊島区要町三丁目、千早三・四丁目、長崎五・六丁目及び南長崎六丁目の各一部<br>豊島区池袋本町三丁目 20･21 番の一部、<br>豊島区池袋本町四丁目 1・2 番の一部 |
| 合　計 | 約 10.9ha | |

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：東池袋四丁目 35 番地区の特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

変更概要

| 種　類 | 変更箇所 | 変更面積 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 特定防災街区整備地区<br>（東池袋四丁目 35 番地区） | 豊島区東池袋四丁目地内 | 約 0.2ha | 追加 |